



ごみ・資源物はきちんと分別しましょう！！

プラスチック製容器包装にその他の物が混ざっていると、再資源化の妨げになるため回収できません。特に次の物が混ざっていることが多いので、ご注意願います！

①紙類・割りばしなど

紙（レシート等も含む）や割りばしは「燃やすごみ」として出してください。

②他の資源物（缶・ビン、ペットボトル等）

缶・ビンは水洗いして資源物ステーションのコンテナに、ペットボトルはラベルとキャップをはずして、水洗いしたうえで資源物ステーションのネットに入れてください。水洗いしても汚れが取れないものは、再資源化できませんので「燃やさないごみ」として出してください。

③汚れた弁当容器等

弁当の容器や食品のトレイ等は必ず異物や汚れを取り除いてから出してください。異物や汚れが取れないようなものは「燃やさないごみ」として出してください。

草刈りをした後の草等を、町指定のごみ袋以外の袋やダンボール箱等に入れて処理券（シール）を貼って排出していることがありますが、これは収集できません。必ず町指定のごみ袋を使用して排出してください。

不適正と判断されて残されたごみ・資源物には、回収できない理由を記載したシールが貼られます。

自分の出したごみや資源物が残っていた場合には、一度持ち帰って正しく分別し直したうえで、次回収集日に再度排出してください。

●ステーションに残されたごみ・資源物で地域の方が大変迷惑しています！

排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。（町のホームページにも掲載しています。）

- ※悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます。（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）
- 今一度、適切な分別ができているかご確認ください。



問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎ 21-2118



余市町ふれあい収集のごあんない

町では、病気や障がい等の理由で、ごみ及び資源物をステーションまで出すことが困難な世帯について、戸別収集・安否確認を行う「ふれあい収集」制度を行っています。

【対象となる世帯】

次の条件のうちいずれかを満たす独居世帯、または居住者全員が次の条件を満たす世帯

- (1) 介護保険法制度による要支援1から要介護5に該当する方
- (2) 身体障がい者手帳の交付を受け、障がい程度が1級から3級に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がA判定に該当する方
- (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方
- (5) その他、上記に準ずる理由により、自らがごみステーションまでごみを搬出することが困難であると認められる方

【申込みから収集までの流れ】

- 申込み…申請書または電話で申込みします。ご本人でなくても親族、介護施設担当者や民生委員などからの申込みでも受付します。
- 自宅を訪問…職員がご自宅を訪問し、申込世帯の状況やご本人のお体の状態などを、親族、介護担当者、民生委員等にも同席いただいて確認します。
- 結果のお知らせ…ふれあい収集の決定については後日お知らせします。
- 収集方法…町が指定した曜日に週1回、委託業者が訪問します。燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に分別されたものを、玄関先で収集し、安否確認の声かけをします。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策係 ☎ 21-2118